

年末調整における所得金額調整控除の申告について（再周知）

令和2年12月16日

20R00		令和02年分												年末調整			
教職員課																	
職員番号	氏名	ひとり／寡婦		障害者		勤労学生		控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満扶養親族		障害者（本人除く）		非居住者である親族	
*****	教職 太郎	該当なし		該当なし		該当なし		一般 老人		特定 老人		その他		特別		その他	
支払金額	給与所得控除	給与所得控除後		配偶者合計所得		該当なし		生命保険控除計		地震保険料控除計		基礎控除		所得金額調整控除			
10,421,622	2,100,000	8,321,622		1,689,250				0		0		1		0		0	
本人合計所得区分	配偶者（特別）控除	扶養控除計		社会保険料控除計				生命保険控除計		地震保険料控除計				所得金額調整控除			
Z	380,000	1,640,000		1,572,073				85,256		0				150,000			
	所得控除計	税額控除計		住宅借入金等控除計										氏名		区分	
	4,157,329	0		0										教職 花子		0	
年税額	既納税額	調整税額		口座振込額		現金支給額								教職 一郎		0	
4,13,800	587,118	-173,318		173,318										教職 次郎		0	
(摘要)																	
(1) 給与収入が850万円を超えているか「支払金額」欄で確認してください。																	
(2) 給与収入が850万円を超えていて、以下の要件のいずれかに該当する場合は、所得金額調整控除の適用を受けられます。																	
①職員本人が特別障害者																	
・・・「障害者」欄に「特別」と表示されます。																	
②同一生計配偶者が特別障害者																	
③扶養親族が特別障害者																	
・・・「障害者（本人除く）」欄の「特別」に該当の人数が表示されます。																	
④扶養親族が年齢23歳未満																	
・・・「控除対象扶養親族」欄に表示されている扶養親族が23歳未満（H10.1.2以後生まれ）																	
又は「16歳未満の扶養親族」がいる場合は要件を満たします。																	
※ ここで言う「扶養親族」は、扶養控除に係る扶養親族に限りません（要件を満たせば夫婦双方が申告可）。																	

担当：教職員課給与管理担当
電話：048-830-6671
メール：a6660-03@pref.saitama.lg.jp